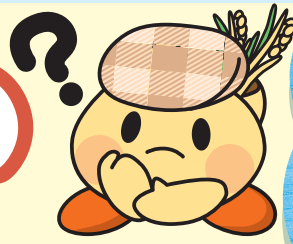


せっかくの作品 披露しなくて

いいの？



みんなの ひろば

広報いわみざわで、作品を披露できるのを知っていますか？
「広報に載ってもなあ…」と思うかもしれませんが、広報いわみざわは毎月約36,000部発行しており、各家庭への配布はもちろん、市の公共施設やJR岩見沢駅、中央バスターミナルなどにも置いてあります。

作っている私たちが言うのも変な話ですが、広報紙は意外と読まれています。「載せたから問い合わせが増えた」「載せなかったら参加者が少なかった」などの声を聴きます。

効果、費用の事を考えると、広報紙の持つチカラは絶大です！皆さんの力作を多くの方々に見てもらうチャンスです！

写真 俳句 短歌
川柳 書道 絵画
イラスト 陶芸品
など

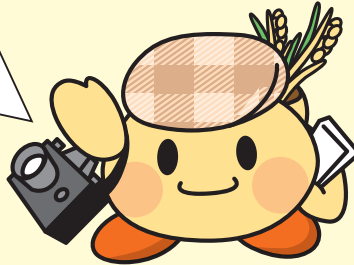
誰でも応募できるの？

岩見沢市在住・在勤・在学の方です

応募に必要なものは？

必要なものはこれだけです！

- ◆作品のタイトル
 - ◆個人の名前（ペンネーム可）
 - ◆連絡先（電話番号・メールアドレス）
 - ◆作品（写真・俳句・短歌・川柳・書道・絵画・イラストなど）
- ※必要であれば作品の説明文（80字以内）



応募方法は？

必要な内容をEメールで提出（添付ファイルの容量は10MB以下）するか、USBメモリ等を持参してください

作品は、広報係にお持ちいただければ、電子データ化します
持ち出すことが困難な場合は、こちらから伺うことも可能です

いつでも応募できるの？

発行号ごとに、応募期間を決めています

発行号	応募期間	発行号	応募期間
4月号	2月1日～末日	10月号	8月1日～末日
5月号	3月1日～末日	11月号	9月1日～末日
6月号	4月1日～末日	12月号	10月1日～末日
7月号	5月1日～末日	1月号	11月1日～末日
8月号	6月1日～末日	2月号	12月1日～末日
9月号	7月1日～末日	3月号	1月1日～末日

※1日・末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は、翌開庁日。

何回も応募していいの？

応募は年度内4回までとさせていただきます。掲載は月1件、2カ月連続での掲載はできません

応募多数の場合は、広報係内で選考します

応募・問合せ先 秘書課広報係 ☎ 35-4793（直通） メール pr@city.iwamizawa.lg.jp

※応募制限や個人情報の取り扱いなど詳しくは、裏面の募集要領をご覧ください。

広報いわみざわ「みんなのひろば」募集要領

目 的

市民の皆さんが日ごろ活動している団体やサークルの催し物やサークルの催し物や会員募集の記事、市民の皆さんの作品などを広報いわみざわに掲載することで、市民参加型の、より親しみのある、身近な広報いわみざわを目指します。

募集内容

会員の募集、行事・催し物の案内、写真・俳句・短歌・川柳・書道・絵画・イラストなどの作品紹介

応募資格

岩見沢市在住・在勤・在学の方

応募に必要な内容

【行事・催し物の案内】

行事・催し物の名称、開催日時・会場、内容、参加料金、申込・問合せ（個人の名前・電話番号）、必要があれば申込期限・定員・持ち物・問い合わせを受けける時間

【会員募集】

サークル・団体の名前、活動の内容・時間・場所・連絡先（個人の名前・電話番号）、必要があれば問い合わせを受けける時間

【作品紹介】

作品のタイトル、個人の名前（ペンネーム可）、連絡先（電話番号・メールアドレス）、作品（写真・俳句・短歌・川柳・書道・絵画・イラストなど）、必要があれば作品の説明文（80字以内）

応募制限

応募の内容が下記に該当する場合は、掲載の対象外とします。

- ・株式会社、有限会社、特定非営利活動法人（NPO法人）、財団法人、社団法人などの法人格を持つ団体が行なうもの
- ・募集時から対象者が極めて少ないもの
- ・市の公共性、中立性または品位を損なう恐れのあるもの
- ・公序良俗に反しているもの、もしくはその恐れのあるもの
- ・人権侵害、差別、または名誉棄損となるもの、もしくはその恐れのあるもの
- ・著作権、肖像権その他の権利を侵害するもの、もしくはその恐れのあるもの
- ・他人を誹謗中傷し、プライバシーを侵害するもの、もしくはその恐れのあるもの
- ・法令等に違反し、または犯罪行為に結びつくもの、もしくはその恐れのあるもの
- ・政治、宗教または営利活動に係るもの
- ・その他市が掲載することが適当でないと思われるもの

作品についての注意事項

【写真】

作品は応募者が市内で撮影した未発表のものに限り、撮影者がすべての著作権を有しているものとします。撮影地の許可は応募者本人が取り、写っている人物については、応募者が責任を持って被写体本人（未成年の場合は親権者）から肖像権の承諾を得てください。画像合成処理および加工処理（トリミング、露出補正、色調補正を除く）を行ったものは対象外です。

【その他の作品】

作品または作品をスキャナやデジタルカメラなどで電子データ化したものを応募してください。

※作品は、秘書課広報係にお持ちいただければ、電子データ化します。また、持ち出すことが困難な場合は、秘書課広報係が伺うことも可能です。

応募方法

【行事・催し物の案内、会員募集】

掲載を希望する前々月1日から月末までに、原稿を持参してください。（電話やFAX、Eメールなどは受け付けてきません）1日～4日の開催日または申込期限となるものは、前月号になります。

例：6月3日開催の行事 → ○ 5月号に掲載（期限3月末） × 6月号に掲載

※掲載は、申し込み順となります。

【作品紹介】

掲載を希望する前々月1日から月末までに、必要な内容をEメールで提出するか電子形式の媒体（CD・USBメモリ等）を持参してください。Eメールで提出する場合は、添付ファイルの容量を10MB以下としてください。

※掲載は秘書課広報係内で選考し、応募者に対し選考結果の通知は行いません。広報いわみざわへの掲載をもって代えさせていただきます。

応募に際しての注意事項

応募は、行事・催し物の案内、会員募集を合わせて年度内4回、作品紹介を年度内4回までとします。

掲載は月に1件とし、2か月連続での掲載はできません。

応募に際しての同意事項

下記の事項に同意するものとし、応募した時点で同意したものとみなします。

- ・広報いわみざわに掲載する際は、氏名（ペンネーム可）を公表します。
- ・応募費用は無料です。ただし、撮影・応募に伴い発生した一切の費用は応募者の負担となります。
- ・応募作品の受領通知は行いません。
- ・応募作品（データ）の返却はしません。
- ・作品の使用にあたり、トリミングをする場合があります。
- ・被写体の肖像権・著作権などに注意し、応募者の責任において、すべての権利関係を解決した上で応募してください。
- ・応募作品の著作権・使用权は岩見沢市に帰属します。
- ・応募作品は、広報いわみざわ以外の紙面や刊行物、ホームページ、フェイスブックなどの広報媒体でも掲載する場合があります。
- ・審査基準は、市に一任していただきます。
- ・採用された場合の賞金や賞品はありません。
- ・応募作品に関して、法律上の問題が生じた場合、応募者の責任および負担においてその一切を解決していただきます。

個人情報取り扱い

応募者に関する個人情報、法律に従い適正に管理し、この募集に係る本人への連絡以外には使用しません。ただし、掲載の際は氏名（ペンネーム可）を公表します。

応募・問合せ

岩見沢市役所

総務部 秘書課 広報係

電話 35-4793（直通）

E-mail pr@city.iwamizawa.lg.jp